

〔14〕とん税・特別とん税

1. とん税

(とん税法 昭和32年3月31日法律第37号)

(課税標準及び税率)

第3条 とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

1 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数1トンまでごとに 16円

2 開港ごとに一年分を一時に納付する場合

純トン数1トンまでごとに 48円

2. 特別とん税

(特別とん税法 昭和32年3月31日法律第38号)

(課税標準及び税率)

第3条 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

1 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数1トンまでごとに 20円

2 開港ごとに一年分を一時に納付する場合

純トン数1トンまでごとに 60円